

本仕様書は、企画提案を募集するにあたり、参考として配布するものです。
委託契約における仕様書とは異なる場合があります。

令和6年度障害福祉のしごと魅力発信事業 委託仕様書

1 事業の目的

障害福祉のしごとの魅力を伝え、障害福祉に対して抱いているイメージを向上させるため、障害福祉について理解を促進するための体験型・参加型のイベントの開催や動画配信等の広報活動を行うなどの事業を実施し、障害福祉分野の施設・事業所における人材確保対策の一環として、障害福祉分野へ多様な人材の参入促進を図る。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託料の上限

4,964,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 本業務の実施に要する一切の費用とする

4 委託業務内容

障害福祉のしごとへの理解を促進し、そのイメージを向上させるため、以下に掲げる事業を実施する。

※ ただし、委託業務内容の詳細は、受託者からの企画提案の内容に基づき、県と受託者で協議した上で決定する。

※ 以下に掲げる事業は、県として想定される事業例を記載したものであり、受託申込者からの企画提案の内容を制限するものではない。

- (1) 大学生等を対象とした就業体験やセミナー・イベントの開催
- (2) 中高生やその保護者を対象とした進路及び現場説明会
- (3) SNSを活用した障害福祉のしごとの魅力を発信（動画配信等）
- (4) その他の障害福祉の人材確保に資すると認められるイベント・セミナー等の開催

5 実績報告

事業を受託した法人は、別に定めるところにより知事に対して事業の実施状況等について報告すること。

6 個人情報の取扱い

本仕様書の業務の実施にあたり、別記「個人情報等取扱特記事項」を厳守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

7 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、委託者である県と連携を密にし、疑義が生じた場合は受託者、委託者双方が協議の上、これを処理する。
- (2) 本業務により得られたデータ及び記録は、県に帰属するものとし、県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 著作権や肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、知り得た一切の事項について外部への漏えいがないように注意すること。
- (5) 本業務の遂行にあたり、申し込み及び問い合わせについては、受託者が対応すること。また、本業務に関する事故やクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、速やかに県に報告すること。
受託者が対応できないクレームが発生した場合は、速やかに県に報告し、対応を協議すること。
- (6) 本業務の実施に要する一切の費用は、委託料に含むものとする。
- (7) 本事業により制作された制作物の著作権は、委託料が支払われたときに受託者から県に譲渡されるものとし、県及び県が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、受託者は制作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項については、受託者、委託者双方が協議の上、決定する。

別 記

個人情報等取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報等の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

- 2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。
 - (1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならないこと
 - (2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報等の取扱い

(収集の制限)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報等を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

- 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

- 3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等について、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報等が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報等をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

(調査、指示等)

1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報等の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(公表)

2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報等を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報等の取扱いの

態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先(順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。)の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき